

函館市道路占用料徴収条例に関する取扱要綱

土木部管理課

函館市道路占用料徴収条例（以下「条例」という）および函館市道路占用規則の施行に係る細部取扱については、国および北海道に準じ、次のとおりとする。

1 占用料の額（条例第2条関係）

- (1) 占用料の計算は、占用物件1個ごとに行う。ただし、電柱類、地下埋設物件の継続分については、各占用者に係る各種類ごとの占用物件の総数および総延長により算定し、各年度の初めに徴収する。
- (2) 占用料の額が月割で定められているものの月の計算は、民法第143条の規定による。

2 占用料の減免（条例第5条関係）

- (1) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり
- (2) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり

3 条例別表備考の運用

- (1) 近傍類似の土地の時価は、大規模な占用については、不動産鑑定士等公平な第三者の鑑定によるものとし、一般的には、売買価格、相続評価額または固定資産評価額のうち、もっとも高額のものによる。また近傍類似の土地の時価の評価額は、占用期間更新のたびに行う。

4 特殊な占用物件の条例別表適用

別表3のとおり

5 その他

- (1) 新規の占用物件については、減免の適用を受けるものを除き、条例で定める額を徴収する。
- (2) 国および公共団体の占用に係る減免申請は、当該占用申請に添付を要しない。ただし、この場合は、国および公共団体の申請とすること。
- (3) 国および公共団体を除く減免については、当該占用申請で減免する場合は、減免申請書の添付を要する。ただし、電話および電気事業者が設ける各引込電線、ガス、電気、水道および下水道の各戸引込地下埋設管に係る占用については、国および公共団体に準じて減免申請書の提出を要しないものとする。
- (4) この取扱要綱において、条例で定める額を減額した結果1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年12月18日から施行する。

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	条例で定める額に50%を乗じて得た額
2	バス停留所標識，電車停留所標識，地下鉄出入口案内標識，電車待合所	
3	駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）および自転車，原動機付自転車または二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	条例で定める額に25%を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	条例で定める額に4分の1を乗じて得た額
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室，洗面所，案内所，無料休憩所，保安要員詰所等	条例で定める額に2分の1を乗じて得た額
7	アーケード	条例で定める額に20%（積雪の度が特にはなはだしい地域および降灰地域にあつては10%）を乗じて得た額（積雪の度が特にはなはだしい地域および降灰地域にあつては，道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては，免除することができる。）
8	公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線	条例で定める額に50%を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者または電気通信事業者の設置する電柱または電話柱	
10	電柱，電話柱，軌道柱，街灯，消火栓標識，または電車停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）および建物，へいその他道路区域外の工作物または物件に添加され，道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち，表裏2面に表示しているもの	条例で定める額に70%を乗じて得た額（添加広告のうち，巻付広告については，条例で定める額に35%を乗じて得た額。）
11	国，地方公共団体またはこれに準ずる公法人から出資を受け，主として地下鉄の形態により公共的な目的を持って設立された事業主体（以下「地下鉄道事業者」という。）の保有する鉄道等に係るもの	条例で定める額に25%を上限として市長が定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち，その資本構成において，国，地方公共団体またはこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	条例で定める額に17%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には，その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。）
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち，その資本構成において，国，地方公共団体またはこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	条例で定める額に13%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には，その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。）
14	別表1の12または13にかかわらず，第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を経営する場合において，当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用しまたは譲渡を受けようとする者が，別表2の1および3の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき，または第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	条例で定める額に10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には，その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。）
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチおよび上屋	条例で定める額に50%を乗じて得た額
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局およびこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり条例で定める額に30%を乗じて得た額
17	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）における共同収容を他の事業者が占有物件を敷設するために利用し，かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額

18	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1(3)の期間における記1(2)に該当するもの	条例で定める額に70%を乗じて得た額(他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額)
19	道路法施行令(以下「令」という。)第7条第2号に掲げる太陽光発電設備および風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定または道路施設への電力供給など)が行われる場合にあつては、条例で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
20	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第16条に掲げる以下のもの ① 広告塔または看板で良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(ただし、別表2の42に該当する場合を除く。)	
21	国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第19条に掲げる以下のもの ① 広告塔または看板で良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの ② 標識またはベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの ③ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの ④ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ⑤ 次に掲げるもので、協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者または滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 イ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ウ 看板、標識、旗ざお、幕およびアーチ(ただし、別表2の42に該当する場合を除く。)	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)が行われる場合にあつては、条例で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
22	中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成10年政令第263号)第5条に掲げる以下のもの ① 広告塔または看板で良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(ただし、別表2の42に該当する場合を除く。)	
23	農作物(田、畑)	当分の間、1㎡につき条例で定める額の100分の1
24	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	条例で定める額に80%を乗じて得た額
25	別表1の24と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	条例で定める額に9分の1を乗じて得た額
26	令第16条の2に掲げる以下のもの ① 広告塔または看板で良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの ② ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの ③ 標識、旗ざお、幕またはアーチで歩行者の利便の増進に資するもの ④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの ⑤ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ⑥ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの ア 広告塔その他これらに類する工作物 イ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ウ 看板、旗ざお、幕およびアーチ(ただし、別表2の42に該当する場合を除く。)	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)が行われる場合にあつては、条例で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
27	前各号に掲げるもののほか、慣行等から条例で定める額の占用料を徴収することが不適当であると市長が認めたもの	条例で定める額に市長が定める率を乗じて得た額

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの 国および地方公共団体の行う事業のための占用物件に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設または災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線および車庫等への引込線）および同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱または電話柱
8	占用物件たる電柱または電話柱を支えている支柱、支線および支線柱（共架電線（共架電柱（電線を道路の上空に設ける場合に用いる他人の所有し、または管理する占用物件たる電柱、電話柱、軌道柱等をいう。以下同じ。）を用いて設ける架空の道路横断電線をいう。）を添加する者の設ける共架電柱の支柱、支線および支線柱を除く。）
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体（営利を目的としない団体）または電気事業者（小売電気事業者を除く。）もしくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線、各戸引込電線および他の道路への分岐電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道および下水道の各戸引込地下埋設管（各戸引込地下埋設管に類する個人の設ける飲料用簡易水道管および下水道を兼ねる道路側溝に通ずる各戸下水道管を含む。）
12	公共的団体（営利を目的としない団体）が設ける水管および下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場および運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全または利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	ロード・ヒーター、消火栓標識柱、公衆用ごみ容器、灰皿、移動式花壇（広告を表示したものを除く。）、非常用救助袋固定環、通園通学バス停留所標識、通園通学バス待合所、交通安全指導立看板、街区名案内表示板、掲示板（広告を表示したものを除く。）等で営利目的がなく交通安全、道路の美化および公衆の利便に著しく寄与する物件
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸引込電線
20	地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く）
21	高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加および営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチおよびその上屋
22	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管および配線

23	水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの
24	「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管および配線
25	「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利および義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）の記2において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの
26	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める支持柱
27	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号）の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記1（2）に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの
28	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋およびバス待合所
29	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
30	公益法人（医療法人並びにCATV（有線テレビジョン放送）事業および有線ラジオ放送事業（以下「有線放送事業」という。）を行う公益法人を除く。）が行う事業で収益事業以外のために設ける占用物件
31	認定電気通信事業者の設ける公衆電話誘導表示板
32	電話の所在ならびに塩および郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取りつけられたもので、1店舗1種類1個に限る。）
33	有線放送事業を行う公益法人が、当該事業の用に供するために設ける電柱、支柱、支線、支線柱および架空の道路横断電線
34	有線放送事業を行う者の設ける各戸引込電線および他の道路への分岐電線
35	テレビジョン放送の難視地域において、当該難視解消のために受信者の設ける電柱、支柱、支線、支線柱および電線
36	道路協力団体指定準則（令和元年9月5日付け国道環第41号別紙）に基づき指定された道路協力団体が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の50の規定に基づき、道路協力団体がその業務として行う道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の28第2号に掲げる道路の占用に係るものについては、当分の間、占用料を免除する
37	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）およびこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。下記別表2の38において同じ。）
38	電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）およびこれらと一体不可分なもの
39	無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が地中に設ける管路等
40	NTTコミュニケーションズ株式会社が所有・管理していた管路等について、NTTインフラネット株式会社への占有者の変更手続として、年度の途中で新規に占用許可を与えられた場合
41	令和2年6月5日から令和4年3月31日までの間、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）の記1に定める沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件について、当該物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合
42	令和3年9月10日から令和4年3月31日までの間、沿道の飲食店等がテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のために設置する施設（仮設でないものを含む。）について、当該施設の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合
43	法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設については、令和2年11月25日から令和13年3月31日までの間、占用料を免除する
44	前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めたもの

別表3

条例別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第32条第1項 第1号に掲げる工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類 支柱，支線，支線柱（線および柱により電柱を支えるもの）
4		共架電線 その他上空に 設ける線類 共同収容を利用してNCCが敷設する電線 共架電線その他上空に設ける線類の延長の算定については，電柱1本 当たりの平均電線延長に共架に係る電柱等の本数を乗じる。ただし，電 力事業者に係る共架電線等の延長については，平均電柱間距離を30 m，平均条数を3条とみなして，これに道路を占有している共架に係る 電柱の本数を掛け合わせて求めるものとする
5		路上に設ける 変圧器 路上に設ける開閉器，低圧分岐装置，高圧キャビネット等
6		地下に設ける 変圧器 地下に設ける開閉器，低圧分岐装置，高圧キャビネット等
7		変圧塔その他 これに類する ものおよび 公衆電話所 ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔，工作物等に添加する携帯電話 等の小型の無線基地局，その他これに類する小型の無線基地局および光 アクセス装置
8		その他のもの パーキング・チケット発給設備，東日本電信電話株式会社が自己の公 衆電話ボックス内に設置するテレホンカード自動販売機（投影面積によ り占有料を徴収する。） バス待合所，時刻表示板，非常用救助袋固定環および電気自動車のた めの充電機器
9	法第32条第1項第2号に掲げる物件	認定電気通信事業者の設ける管路で同一箇所に集約して設置されるも のの占有料は，コンクリート巻き等により一体構造とされているものに ついては，これを一つの管路とみなして当該道路の垂直投影幅を外径と し，その他のものについては，1本ごとの管路については当該道路の外 径により算定し，徴収する マンホール（外径により適用する。）
10	法第32条第1項第3号および 第4号に掲げる施設	鉱石運搬のための索道およびその保安施設
11	法第32条第1項 第5号に掲げる施設	その他のもの 地下駐車場，通路（上空または地下に設けるもの以外のもの）および ベルトコンベア
12	法第32条第1項第6号に掲げる施設	コインロッカー，靴みがきおよび新聞売り
13	令第7条第1号に 掲げる物件	看板 ショーウィンドおよびサインポール
14		標識 商店・会社・商品名を表示せず理容所，クリーニング所等の業種を示 すマークおよび工場，寮，公衆電話所等への道程を示す案内板およびバ ス停留所標識
15		アーチ アーチ型の街灯